

議案第 86 号

関市農業共済事業の実施に関する条例の廃止について

関市農業共済事業の実施に関する条例を廃止する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年 9 月 26 日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

県全域を対象とする岐阜県農業共済組合の設立に伴い、本市の農業共済事業を同組合に移管するため、この条例を定めようとする。

関市農業共済事業の実施に関する条例を廃止する条例

関市農業共済事業の実施に関する条例（平成9年関市条例第32号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 関市は、この条例の施行の際現に関市農業共済事業の実施に関する条例に基づき行っている残存する共済事業の全部を岐阜県農業共済組合に譲り渡すものとする。